

議案第 4 号

我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用している同規則の条項にずれが生じたこと等により、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録） 第4条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る書面に記載されている事項等について当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）に登録するものとする。 2 略 （代理人による申請） 第11条 <u>地縁団体台帳に施行規則第18条の3第1項第7号の代理人の氏名及び住所の記載がある</u>認可地縁	（登録） 第4条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る書面に記載されている事項等について当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）に登録するものとする。 2 略 （代理人による申請） 第11条 <u>施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている</u>認可地縁

団体にあっては、委任の旨を証する 書面を添えて、当該代理人によりこ の条例に基づく申請をすることが できる。 2 略	団体にあっては、委任の旨を証する 書面を添えて、当該代理人によりこ の条例に基づく申請をすることが できる。 2 略
--	--

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。